

教 育 委 員 会 議 事 録

(令和3年度 教育委員会 第5回定例会)

開会 令和3年8月4日(水)

閉会 令和3年8月4日(水)

午前9時00分

午前10時07分

場所 西宮市役所東館8階分室

出席委員	教育長 重松 司郎 委員 側垣 一也 委員 長岡 雅美 委員 藤原 唯人 委員 山本 幸夫	欠席委員		
会議に出席した職員	職	氏名	職	氏名
	教育次長	藤井 和重	学校保健安全課長	濱本 新
	教育次長	佐々木 理	教育研修課長	木田 重果
	教育総括室長	薩美 征夫	育成センター課長	宮後 賢至
	参与(人事担当)	八橋 徹	教育企画課係長	瀧井 佑介
	参与(教育政策推進担当)	岡崎 州祐	教育総務課係長	青木 威
	学校支援部長	吉田 巖一郎		
	学校教育部長	漁 修生		
	教育総務課長	竹村 一貴		
	教育企画課長	原田 博司		
	学校管理課長	山下 博之		
	学校施設計画課長	谷木 陽介		
	学校給食課長	柏木 弘至		
署名	教育長		委員	

付 議 案 件

<教育長報告>

<議 題>

- 報告第13号 西宮市学校給食審議会委員の解囑の件 (学校給食課)
- 議案第26号 西宮市学校給食審議会委員の委囑の件 (学校給食課)
- 議案第27号 小学校設備基準及び中学校設備基準改定の件 (学校管理課)
- 議案第28号 西宮市教育委員会事務局処務規則
及び西宮市立西宮養護学校学則の一部を改正する規則制定の件 (教育総務課)
- 議案第29号 西宮市教育委員会公用自動車の安全運転管理に関する規程及び西宮市立の学校の
管理運営に関する規則施行規程の一部を改正する規程制定の件 (教育総務課)
- 議案第30号 春風小学校育成センター新築工事にかかる
工事請負契約締結に関する意見決定の件 (育成センター課・学校施設計画課)
- 議案第31号 西宮市立総合教育センター条例の一部を改正する条例案に関する
意見決定の件 (教育研修課)
- 議案第32号 令和3年度 西宮市教育委員会の権限に属する事務の管理及び
執行の状況の点検及び評価等に関する報告書作成の件 (教育企画課)

<一般報告>

- 一般報告① 児童生徒の状況について **非公開** [学校保健安全課]

<資料による情報提供>

- ・第12回(令和3年6月)定例市議会における一般質問の答弁について [教育総務課]

以 上

傍 聴

0名

重松教育長	<p>ただいまより、令和3年度 第5回 教育委員会定例会を開催します。</p> <p>議事録署名委員には、長岡委員を指名します。よろしくお願ひします。</p> <p>はじめに、4月定例会と5月定例会について、議事録の承認を行います。</p> <p>議事録は既にお手元に送付し、確認していただきましたが、簡単な字句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
重松教育長	<p>異議なしと認めます。それでは、承認します。</p> <p>なお、簡単な字句の訂正があれば、事務局にお伝えください。</p> <p>ここで、各委員に確認します。</p> <p>本日、傍聴者はいません。会議は公開が原則ですが、議案第30号から32号は市議会に付議する案件であり、現時点では公表されておられません。また、一般報告①は個人情報を含む案件であり、公開により率直な意見交換ができなくなる恐れがあるため、非公開としたいと思いますがよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
重松教育長	<p>異議なしと認めます。非公開とします。</p> <p>審議の順番についてですが、公開案件から先に行い、続いて非公開案件に移りたいと思います。</p> <p>では、はじめに私から報告をさせていただきます。</p> <p>コロナ禍で大変な状況になっており、さらに影響が広がっていますが、子供たちの学力について、まだ学力調査の結果は出ていませんが、ある民間企業が、昨年の秋に全国の児童11万人に対して国語と算数の調査を行った結果が出ています。それを見ると、成績自体は小学校の1年生から小学校6年生までほとんど変わらないという結果になっています。ただ、小学校の5年生の算数の正答率が低い傾向にあるということが出ています。原因としては、図形など一人で学ぶことが難しい単元に影響があったのではないかと分析されています。コロナ禍において自分で学習する状況にあったため、そういった部分が若干前年度に比べて正答率が下がっています。</p> <p>それからもう一つ、国語と算数の調査の相関を見たとき、低学年・中学年では特筆すべき相関はなかったとのことですが、高学年では、国語の点が最低限取れて</p>

いない児童は、算数の得点も取れていない傾向があるという結果が出ています。つまり文章題などがきちんと理解されていないなど、読解力の差が国語以外の教科の学力にもつながっているのではないかという課題があります。ということで、学び方と学力と読書の関係という問題を今回その企業が提案しているわけです。その中の最初の学び方の件ですが、今学校においては、主体的・対話的で深い学びという形でいろいろな授業をやっていきます。なぜそういう形になったかということについて、少し話をしたいと思います。

まず一つは、社会における学びですが、1960年から70年代については、企業などの学び、大学でもそうですが、学びはほとんどスキルの獲得の歴史であったと。どういうことかということ、同じ量と同じ質のスキル、要するに社会の中で均一的な最低限のスキルが必要だったということ、同じような力を持っていないといけないという状況があったということ、みんな同じように授業を受けて、答えを知っている人が教えて正解を出すという一斉授業集合型の学びをやってきたわけです。ところが、だんだん技術革新などいろいろなことが起こってきて、1990年から2000年の間は、少し変えて主体的な学び、自分で時間を作って自分のペースで学ぶということに変わっていています。

そこから2000年になって、大きな技術革新が起こると、スキルが多様化・複雑化していきます。また、ただ学ぶだけではなく、学んだことについて実際に体験をして、そのスキルの定着を図ることが非常に重要だということが認識されるようになりました。

それがさらに発展して2012年から2017年の間は、必要なものを必要な時に学ぶ。全部を学ぶのではなく、基礎的なものはもっている、足りないところを再教育するという、そういう勉強の仕方、スキルの獲得が変わっていきます。それが2018年からAIが出てきたため、個別化の学び、要するに学習テクノロジー、コンピュータを使って自分でしっかり学ぶという、一人ひとりに合った学習スタイルを作るというのが今の時代になっています。

その中で、基礎・基本をしっかり身に着けること。学び方・調べ方をしっかり知っていること。それから学んだことをリアルに体験すること。この三つが非常に大切だということと言われています。

合わせて学びについては、二つの意義があると言われています。

一つは、修養としての学び。何か重要なものが欠落した、重要なものが自分の中にない場合、修養を通してより完全な存在へと接近する営みということが言われています。これは、修養としての学びには正解があるということです。要するに

答えがあるものについて、その答えを知らないから答えを学び取るという、そういう学びです。

もう一つは、対話としての学び。これは今言われている、主体的・対話的で深い学びに当たるわけですが、他人とのコミュニケーションを通して、対象の意味を理解し、お互いにそのことについてさらに深く学んでいく。これは何を意味しているかという、答えがない、正解がないものを創り上げるためには、こうした対話としての学びでないと、新しいものは出てこないということです。

だから、学びには二つの意義があって、正しい答え、正しい方法を学ぶということと、答えが分からないものについて、みんなで協働して研修をして、一つの答えを出していくということが大切です。

また、学びの枠組みとしては、こんなことが言われています。

自分が知っていて、他人も知っているものについては、それが本当に正しいのか、もう一回常識を疑ってみる必要がある。

自分は知らないし、他人も知らない場合は、さっき言った対話的な学びのように、みんなが探求していく必要がある。

自分が知っていて、他人が知らない場合は教える、要するに教授する必要がある。

自分はまだ知らないが、他人が知っている場合は、他人から教えてもらい、学習をする必要がある。

ですから、勉強の仕方については、他人と自分との関係で常識を疑うのか、勉強するのか、教授するのか、探求するのかという、そういう四つの分類になるのではないかということが言われています。

それと、個別化された学習テクノロジーの問題ですが、コロナ禍で一人一台コンピュータが貸与されています。PCの学習プログラムを利用した学びを行うことができ、そのことによって学びが省略化するという面があります。大事なことは、コンピュータからの発問について考えるので、自分の知らないことを質問されれば、こんなことがあるのかということを知ることができる。それを学習テクノロジーの中では、発芽と言っています。発芽することによって、そのことについていろいろ調べたり、試したりするということが大事になってきます。ただし、ただ試すだけではなく、楽しくいろんなことを思考する必要があるので、要するに主体的なという考えがそこに入ってきます。

次に、知ったことを活かす、いろんなことに使ってみる。それをさらにアップデートする必要もあります。そしてそのことによって、自分自身が変わる、学びの循環を作る、共創する。共に学び合うことで、思いがけない新しいことが起こ

ってくるのではないかということと言われています。

最初に話をした、コロナ禍において図形など一人で学ぶことが難しい単元に影響があったことは、これらの学習テクノロジーを使って、教えてもらわなかったことについて、自分で調べることができないと、結局それは自由に使えないということになり、ただ単に教えてもらうという方法よりも、自分から学んでいくという、そういう主体性が非常に大切になってくるのではないかということを示していると思っています。

それから次に、国語と算数の読解力の関係です。まずなぜ読書が大切なのかということですが、これについても歴史があって、印刷技術がなかった昔は手書きの写本しかありませんでした。その手書きの写本の読書というのは、本当に一部の権力者や裕福な家に生まれた人しか読むことができない特権階級だけのものでした。その時代は、知識や物事を考えるというのは、ごく一部の人のものであって、他の人は生活の中からいろいろなことを学んで、それをお互いに伝えていくということをやっていたわけです。それが、中世あたりに印刷技術が発展して、それ以後、安価な書物が大量に出回って、知識を獲得できるようになった。誰でも安価にしかも平等に知識を獲得できるような時代になりましたが、その後テレビやネットが出てきて、情報が氾濫する状態になったことによって、大宅壮一が、テレビが普及したときに言った「一億総白痴化」、テレビばかり見ていると人間の想像力や思考力が低下する、そういうことが起こってきていて今、読書離れの傾向になっています。そんな中、インターネットやSNSによって、手っ取り早く役立つ情報に飛びついていくので、物事を深く掘り下げて考える習慣を持つ人が、非常に少なくなってきているということが言われています。

このことを、1960年代にレイ・ブラッドベリという人が「華氏451度」という小説で、思考しない、効率的なことしか考えない、「記憶」や「記録」を全て消していく、そんな社会になったらどうなるのということを書いています。今の時代も同じように、テクノロジーが媒体になったコミュニケーションが優先になるので、本当に正しいのか正しくないのかというのが、なかなか分からない。今回の東京オリンピックでも、SNSでいろいろな誹謗中傷が出ています。卓球の選手が訴えるということも言っていますが、正しい情報を自分できちんと取れるのかということが一つ大切です。

それから、コンピュータ等を使ったものは、バーチャル的な存在でしかないので、リアルな体験ができない。ですから今回の学習の中でも、ただ単に経験するだけではなくて、リアルな体験が必要ということが必ず言われています。五感を通じ

で実際に触ったり、見たり、味わったりということによって、本当にどうなるのかということをやってみないと分からないということが言われています。

もう一つの大きな問題は、すぐに答えが求められる社会に今なってきているのではないか。要するにじっくり考えるのではなくて、ただ単に反射的な思考を推奨する社会になってしまっているということが言われています。思考を育成するため、考えるためには、まず、はじめに言葉があつて、それを情報として取得し、知識として自分の中できちんと考え、また別の情報を得て、読解し、最後に今度は言葉として自分が外に表現するということが、非常に大事だと言われています。文部科学省の調査を受けて、読書と学力・学習状況に関して、ある大学が調査をしています。様々な考え方があり、読書と関係なく単に頭がよい場合もあり、読書と学力についてはその関係を否定する人も少なくありません。テレビを見たりゲームをしたりする時間があるのなら勉強した方がいい。国語の学力とは関係があるかもしれないが、算数、数学とは関係ない。読書は小学校ならともかく、内容が高度になる中学校ではほとんど意味がないのではないか。などいろいろなことが言われています。これらの意見については、明確な根拠があるわけではないが、それを肯定するにしろ、否定するにしろ、具体的なデータはこれまで、ほとんど出されていませんでした。このような問題に明確な根拠を持って答えることができる調査をしたということです。

その結果、児童生徒の読書活動は、教科の学力に影響を及ぼすことが確認されています。さらに読書好きの児童生徒ほど、教科の学力が高いという傾向が、非常に強固であることが分かった。また、平日における一定時間の読書も教科の学力と関係していることが示されています。さらに、読書活動の指導に取り組むことが、その効果を高めることになるということも明らかになっています。

しかし、教科の学力は多様な要因の複合的な結果であり、児童生徒の学習活動などの日常活動や学校における読書環境・学習指導内容が、児童生徒の読書活動と複雑な関係を示しているということも言われていますし、教科の学力に対する読書活動の影響は、直接的なものだけではなく、学習活動を介した間接的な影響も大きいことが確認されたという結果になっています。詳細につきましては、読書活動・学力・学習状況調査の関係に関する調査研究が、インターネットに出ていますので、それを見ていただいたらいいかなと思います。

もう一つは、新聞に出ていましたが、学校保健統計調査の2020年度の結果が出ています。ほとんど変わっていませんが、ただ小中学校の視力がやはり非常に悪化しているという結果になっています。視力1.0未満が小学生では37.5

藤原教育委員	<p>2%でこれは過去最高で、前年度よりも3ポイント近く上回っています。中学生は58.29%で0.82ポイント前年度より高くなっています。学年が上がるにつれて視力が落ちてきており、小1では4人に1人だった視力1.0未満が、小6では半数以上になっているという結果になっています。</p> <p>もう一つの肥満については、やはりコロナ禍で家庭にこもったということがあったのでしょうか、20%以上が肥満の傾向にあるということと、小学校5年生では14.2%、小学校5年生の女子で9.47%という形で、肥満が前年度よりも増えているということが言われています。</p> <p>ただ、視力については結果をそのまま利用できると思いますが、肥満については、通常4月から6月に行われる調査が、20年度については、新型コロナウイルス感染の影響の拡大で、3月までの調査の結果なので、単純には前年度と比較することが難しいという形になっています。それでも、先ほど言ったように視力については、落ちているのは確実なので、前の教育委員会会議のときにもありましたように、目には注意しましょうということをやっつけていかなくてはなりません。これは確実に結果として出ているので、GIGAスクール構想においても、使用の仕方或使用時間など、20分ごとに対応することが大事であると、今回、はっきり分かった結果になっています。</p> <p>以上で報告を終わらせていただきます。</p> <p>このことについて何かありましたらお願いします。</p> <p>2点ご指摘させてください。</p> <p>まず一つは、視力の話。20・20ルールなど始めましたけれども、学校現場でどれぐらい今実施されているのかということと、改めて実施を事前に先生方におっしゃってくださるといいかなと思います。</p> <p>後もう一つは、教育長が冒頭おっしゃった対話ということの重要性ですが、これは私の個人的な仕事の経験から申し上げても、いろんなクライアントから日々いろんな質問があつて、問い合わせをキャッチしてお答えするというのが仕事として多いのですが、かつては、答えのある質問が多かったと思います。「これ、どういことですか」と聞かれますと、「それはこういうことですよ」と答えたらおしまいのお話が多かったのですが、最近は、答えのない質問ばかりをされるというのが現実としてあります。なぜなら、答えは大体ネットを調べたら書いているので、皆分かっているのですね。それを前提に、ではうちの会社ではどうしたらいいのでしょうかという質問が出る。これに対してはもう、もちろん分からないので一緒</p>
--------	--

	<p>に議論をして、一緒に悩んで、議論する中で、ではこういう形で行きましょうという結論を出すしかないということで、我々弁護士の仕事のスキルとしても、知っているか知っていないか、もちろん基礎的な知識があるのは当然なのですが、そこからそれを膨らませる議論ができるかどうかというところが、最近すごく求められているという印象を受けます。これはきっと、もう世の中いろんな専門職は、全てそういう傾向になっているのかなと思いますので、これからの子供たちは、まさしく知っているか知っていないか、当然基礎的な知識は知っていることが必須ですが、それを踏まえた上での議論ができるかどうかというところが、いろいろと求められてくるのだろうなと思う次第です。</p>
山本教育委員	<p>今のことと関係することだと思うのですが、教育長の方から学びについて二つのことがありました。答えがあるという学びと、コミュニケーション、対話の学び。これで思い出すのは、藤原和博さんです。真っ先に民間人校長になり、東京で活躍され、今は奈良県の高校の校長をしています。この方が非常に分かりやすい例えをしています。</p> <p>それは、ジグソー型の学びと、レゴ型の学びです。</p> <p>想像してみてください。ジグソーというのは、はめ込んで行く。つまりそこにしかはまらない。ジグソー型の学びは、答えは一つなのです。ところがレゴというのはどのようにでも、組み立てていくことができる。レゴ型の学びは、答えは幾つもあるのです。これからの学びというのは、レゴ型ということに注視しなくてはいけない。ジグソー型が必要ないと言っているのではないです。それはそれで必要なのですが、この二つのバランスを見ながら特に、レゴ型の学習ですね。発信をする、創り上げていくような学びが大切となります。そのためには、対話ということが必要になってくる。学校でもそのあたりのことを見据えた学習を構築する必要があるということに改めて感じました。</p>
長岡教育委員	<p>冒頭の国語と算数・数学に相関があるというところ、とても興味深いなと聞いていました。国語ができればできるほど、数学はできる、で、その逆もあるということで、やはり読書の重要性というのがここでも重要だと思いますし、後半の静岡大学の研究には、ほかの教科とも相関があるということだったので、他の教科との関連というのが、どの程度あるのかなというのを調べたいと思います。</p> <p>それから、最後の肥満の話ですけれども、肥満が増えているということ、とても問題だと思うのですが、この児童期の肥満や、あるいは痩せについて、話題にし</p>

	<p>なければいけないこと自体が、もう既に問題です。この年代は、基本的にしっかり食事をして、そして普通に動いていれば肥満も痩せもないはずなのに、こういうことが話題になるということは、基本的な生活習慣がそもそも身に付いていないのだなど。学校でもそうですし、それから家庭でも気を付けなければいけないのではないかなと感じました。</p>
側垣教育委員	<p>今、山本委員のジグソー型の学び、レゴ型の学びというのを伺って、少し思い浮かんだのは、うちの学園などで子供たちが大好きな遊びは、もちろん外で築山に登ったり、今は泥遊びと水遊びなのですが、室内遊びのときにはレゴではなくて、KAPLAという板、ただの板ですが、これくらいの箱に四つぐらい入っていて、それを子供たちが勝手に自由に、それを積み上げたりお家を作ったり、いろいろ作ったりという、様々な工夫をしながら遊ぶのです。子供たちはその遊びが一番好きなのです。少し形の違った積み木なども組み合わせて、自分たちの想像の中の塔を作ったり、お家を作ったりというそういう経験というのを、小さいときに今の子供たちはどこまでしているのかなと。家の中に積み木のある家庭がどれだけあるのかなと。やはり幼児期からそういう形で工夫をして遊び込むという、与えられたものではなしに、そういう経験というのはすごく大切だなというのと、やはり私いつも言いますが、「食う・寝る・遊ぶ」を大切にされた子供たちの生活というのは基本的に考えて行かないといけないのではないかなと。最近、また改めてそう思ったりします。</p>
重松教育長	<p>ありがとうございます。 ほかにはよろしいですか。 では、これより議事に入ります。 報告第13号「西宮市学校給食審議会委員の解嘱の件」を議題とします。 学校給食課長、お願いします。</p>
学校給食課長	<p>報告第13号「西宮市学校給食審議会委員の解嘱の件」につきまして報告をいたします。 お配りしております資料1ページ目をご覧ください。 本審議会は、西宮市附属機関条例に基づき、幅広く本市学校給食のあり方や管理運営について、調査及び審議いただく常設の審議会でございます。 このたび、令和2年10月14日付で委嘱しました田中委員より辞職の願い出が</p>

重松教育長	<p>ございましたので、任期の途中ではございますが、令和3年7月26日付で解嘱いたしました。</p> <p>この件につきましては、本審議会が常設である関係上、欠員補充の準備を急ぐ必要がありましたので、「教育長に対する事務委任などに関する規則」第3条第2項の規定に基づき、7月26日に教育長の臨時代理による決定をいたしましたので、ご報告します。</p> <p>説明は以上です。</p>
重松教育長	<p>説明は終わりました。</p> <p>これより質疑、討論に入ります。</p> <p>本件にご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>なければ採決に入ります。</p> <p>報告第13号については、これを承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
重松教育長	<p>異議なしと認めます。よって承認されました。</p>
学校給食課長	<p>次に、議案第26号「西宮市学校給食審議会委員の委嘱の件」を議題とします。学校給食課長、お願いします。</p>
学校給食課長	<p>続きまして、議案第26号「西宮市学校給食審議会委員の委嘱の件」につきましてご説明いたします。</p> <p>資料1ページ目をご覧ください。</p> <p>先ほどご説明申し上げました、田中委員が任期の途中で辞職されたことから、改めまして委員の選考を行い、本日付議するものでございます。</p> <p>選考いたしました委員は、同団体より推薦をいただいた松本祐子様でございます。</p> <p>任期につきましては、前任者の残任期間となることが条例で定められておりますので、令和4年3月19日までといたします。</p> <p>説明は以上です。</p>
重松教育長	<p>説明は終わりました。</p> <p>これより質疑、討論に入ります。</p>

重松教育長	<p>本件にご意見、ご質問はありませんか。 なければ採決に入ります。 議案第26号については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。よって可決されました。 次に、議案第27号「小学校設備基準及び中学校設備基準改定の件」を議題とします。 学校管理課長、お願いします。</p>
学校管理課長	<p>それでは、議案第27号「小学校設備基準及び中学校設備基準改定の件」について説明いたします。 資料2ページをご覧ください。 設備基準の改定の概要を記載しております。 本市においては、「運営費基準」及び「設備基準」の二つの基準を定めております。 今回は、各学校に配分する予算の算定に用いる「運営費基準」は改定しておりませんので、改定をしました「設備基準」について説明させていただきます。 「設備基準」とは、学校備品や教科備品について、各学校に備えるべき品目と、その規格、単価、数量などを定めることによって、保有備品の学校間格差を是正するとともに、学校運営の適正化と整備促進を図ることを目的としており、学校現場が標準的な教育環境を整えるための、一つの指針となっています。 この「設備基準」については、前回改定から6年が経過し、教育課程や教科書の変更、また学校運営の実情や市場価格の変動などから、品目や単価などを見直す必要が生じたことにより、改定を行うものです。 主な変更内容は、デジタル教科書や映像教材の活用により基準として不要となった教材の削除、学習指導要領改訂に伴う品目の変更などとなっております。 以下、3ページ以降に改正後の「小学校設備基準」「中学校設備基準」を添付しております。 また、79ページ以降に「新旧対照表」を添付しており、その表の下線部が変更箇所となっております。 以上、ご審議よろしく申し上げます。</p>

重松教育長	<p>説明は終わりました。</p> <p>これより質疑、討論に入ります。</p> <p>本件にご意見、ご質問はありませんか。</p>
山本教育委員	<p>設備基準を設定するときに、例えば国や県などで、基準など参考にするようなものというのは、あるのですか。</p>
学校管理課長	<p>もともとはこれが始まったのは昭和40年代ですが、国・県の基準ではなくて、市独自で始めております。東京、大阪に続いて西宮市という3番手ぐらいのところで、早くから始まっているのですが、今まで改定を重ねる中では、各学校の教科担任等による現場の取り扱いなどを参考にしながら決めておりまして、恐らくそういった統一の基準等はないかとは思いますが。</p>
教育総括室長	<p>昔は、学校に備えておくべきもの、標準的に必要とされる教材の品目や数量等を示した「教材基準」や「標準教材品目」といったものを国が提示していた時代もあったのですが、教材費の国庫負担が廃止されてからは、こういう具体的なものはなく、教材整備の目安を例示した「教材整備指針」を参考資料として公表しています。例えば、教材会社のカタログでは、単元にあわせて教材を紹介する編集をしているものもありますので、こういうものを参考にしたり、学校教育課や、小教研、中教研などの力も借りたりしながら、現行の学習要領に合わせて教材の選択を行い、今回の整理をさせていただきました。</p>
側垣教育委員	<p>最近、学校の机はタブレットを使ったり、教科書を広げたりとサイズが小さいので、机を大きくしなければならない、という話が出ていたと思うのですが、西宮市もやはりそれに対応して机の変更というのは、検討されているのですか。</p>
教育総括室長	<p>今、おっしゃいましたのが新JIS規格の机ということで、大体寸法としては、奥行きと幅がそれぞれ5センチずつ大きくなるようなイメージです。</p> <p>おっしゃる通り、教科書が大判化したり、タブレットを置きながら教科書などを広げたりすることで、大きい机が好まれる時代にはなっていると思います。</p> <p>ただ、本市では大半、ほとんどがまだ旧JIS規格の机を使っている状況です。</p> <p>これは、教室自体の広さが変わりませんので、どうしても机が大きくなる分だけ通路が狭くなり、机の横にかばんを掛けたりすれば邪魔になるといったところも</p>

重松教育長	<p>ありますので、なかなか本市では、おそらく本市だけではないと思うのですが、児童生徒数が多い都市部の学校ではなかなか進みにくい状況があるのではないかと考えています。ただ、今後これが35人学級、将来的に30人学級になるかもしれませんが、そうなってくると、教室に空間的な余裕が出てきますので、そうなってくると机の老朽化に伴って買い替えをする際に、いっそのこと大きいのにしようといったところで、一気に新JIS化が進む時代がくるかもしれません。ただ、学校によっては配分予算の中で独自に、大きいものに買い替えている学校もあるようには聞いておりますので、横の繋がりで情報交換して、これはいいねという話になってくると、本市でも進んでくるのかなとは思っております。</p> <p>ほかにはございませんか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>なければ採決に入ります。</p> <p>議案第27号については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
重松教育長	<p>異議なしと認めます。よって原案は可決されました。</p> <p>次に、議案第28号「西宮市教育委員会事務局処務規則及び西宮市立西宮養護学校学則の一部を改正する規則制定の件」、議案第29号「西宮市教育委員会公用自動車の安全運転管理に関する規程及び西宮市立の学校の管理運営に関する規則施行規程の一部を改正する規程制定の件」を一括して議題とします。</p> <p>教育総務課長、お願いします。</p>
教育総務課長	<p>議案第28号「西宮市教育委員会事務局処務規則及び西宮市立西宮養護学校学則の一部を改正する規則制定の件」、並びに議案第29号「西宮市教育委員会公用自動車の安全運転管理に関する規程及び西宮市立の学校の管理運営に関する規則施行規程の一部を改正する規程制定の件」につきましては、いずれの改正内容も、西宮養護学校の校名を9月1日付で西宮支援学校に変更するもののため、一括して説明させていただきます。</p> <p>まず、議案第28号についてですが、3ページと4ページの新旧対照表をご覧ください。</p> <p>事務局処務規則の第14条第4項第6号、西宮養護学校学則の題名と第1条にあ</p>

	<p>ります、西宮養護学校を西宮支援学校に改めております。</p> <p>また、西宮養護学校学則第2条の次に、このたびの校名変更の大きな理由である、当該学校が本市の特別支援教育の中心となり、地域の学校園を支援していくための具体を追加しております。その他、所要の文言改正も併せて行っております。</p> <p>次に、議案第29号について説明いたします。</p> <p>こちらも3ページと4ページの新旧対照表をご覧ください。</p> <p>公用自動車の安全運転管理に関する規程の別表第2の組織図と、学校の管理運営に関する規則施行規程の別記第9号の7様式について、西宮養護学校長とあるものを西宮支援学校長にそれぞれ改めております。</p> <p>説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
重松教育長	<p>説明は終わりました。</p> <p>これより質疑、討論に入ります。</p> <p>本件にご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>なければ採決に入ります。</p> <p>議案第28号及び議案第29号については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
重松教育長	<p>異議なしと認めます。よって原案は可決されました。</p> <p>では、これより非公開案件に移ります。</p> <p>議案第30号「春風小学校育成センター新築工事にかかる工事請負契約締結に関する意見決定の件」を議題とします。</p> <p>育成センター課長、お願いします。</p>
育成センター課長	<p>議案第30号「春風小学校育成センター新築工事にかかる工事請負契約締結に関する意見決定の件」について、ご説明いたします。</p> <p>まず、春風育成センターの現状でございますが、既存の2センターでは多くの待機児童が発生するため、令和元年度からは学校の教室を一時的にお借りして第3センターとして運営しております。</p> <p>利用児童数は第1から第3センターを合わせて、令和3年5月現在で148人と</p>

なっており、来年度以降も増加すると見込んでいますことから、学校改築のタイミングに合わせた施設整備を計画しております。

それでは最初に、工事内容につきまして議案第30号の資料の後に添付しておりますA4横の「教育こども常任委員会議案資料」に基づいて説明いたします。

議案資料の表紙をめくっていただきまして、1ページをご覧ください。付近見取り図でございます。

今回の工事場所は春風小学校の敷地内となっております。

次に、2ページをお開きください。全体配置図になります。

新築する育成センターは、鉄骨造2階建、建築面積412.16平方メートル、延床面積728.16平方メートルの建物で、小学校のグラウンドの南東側に配置する計画としております。

工事の完成時期は、令和4年4月28日としております。

次に、3ページをお開きください。1階と2階の平面図でございます。

図面下側の1階平面図をご覧ください。

建物西側に地域倉庫及び学校行事倉庫を設け、東側に育成室を2室配置する計画としております。

次に図面上側の2階平面図をご覧ください。

育成室を3室配置する計画としております。1階と2階を合わせて育成室は5室となります。

5ページをお開きください。立面図となっておりますのでご参照ください。

6ページは工事切り回し計画になります。

旧校舎を解体撤去後に育成センターを新築整備します。

その後、旧育成センターの解体撤去、運動場の整備を行い全体の工事が完了となります。

工事内容の説明につきましては以上でございます。

それでは、議案第30号の説明に移らせていただきます。

春風小学校育成センター新築工事にかかる工事請負契約を締結するに当たりまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく意見を別紙のように決定するものでございます。別紙につきましては、次のページに記載のとおり春風小学校育成センター新築工事にかかる工事請負契約について、異議はありませんという内容でございます。

3ページからが、9月市議会に提出する議案書の案です。

今回の契約の目的は、春風小学校育成センター新築工事。契約金額は、この資料

	<p>作成時点では「未定」でしたが、昨日仮契約を締結しまして、金額は本日配付させていただきます別紙のとおり1億9,723万円となっております。</p> <p>契約の相手方は、新井組・安武建設特定建設工事共同企業体でございます。</p> <p>工期や工事概要につきましては、先ほどの説明のとおりです。</p> <p>ページをめくっていただいて4ページに、見積結果を記載しております。こちらにつきましても本日配付の別紙をご覧ください。</p> <p>なお、契約方式は随意契約となっております。</p> <p>本来、小学校と育成センターは一括で発注すべきでありましたが、育成センターの工事は小学校の校舎解体の後でなければ行うことができず、着手が契約から2年後となります。この場合、育成センターに係る補助金について内閣府より「契約年度及び翌年度の出来高がない工事への補助は認められない」との指摘があったため、小学校と育成センターを分割発注することとし、小学校の工事については、本共同企業体と令和元年7月に契約しました。</p> <p>現在施工中の校舎改築工事と本工事を別々の業者が行った場合、限られたヤード内で複数の業者による工事を行うことになるため、現場内が錯綜し、密接に係る部分の責任区分が不明確になります。また、児童の教育環境や安全の確保も困難となります。</p> <p>現在契約履行中の者に施工させることにより、工期の短縮及び経費の節減を図ることができることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により、随意契約をしたいと考えております。</p> <p>次の5ページと6ページが、その共同企業体のそれぞれの企業の経歴表でございます。7ページが付近の見取り図、8ページが敷地内の配置図でございます。</p> <p>説明は以上となります。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
重松教育長	<p>説明は終わりました。</p> <p>これより質疑、討論に入ります。</p> <p>本件にご意見、ご質問はありませんか。</p>
側垣教育委員	<p>すごく大きいセンターですね。感想です。</p>
重松教育長	<p>ほかにはよろしいですか。</p> <p>なければ採決に入ります。</p> <p>議案第30号については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。</p>

重松教育長	<p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。よって原案は可決されました。</p> <p>次に、議案第31号「西宮市立総合教育センター条例の一部を改正する条例案に関する意見決定の件」を議題とします。</p> <p>教育研修課長、お願いします。</p>
教育研修課長	<p>議案第31号「西宮市立総合教育センター条例の一部を改正する条例案に関する意見決定の件」について説明させていただきます。</p> <p>西宮市立総合教育センターは、西宮市における教育の充実と振興を図るため、西宮市神祇官町に設置されております。昭和60年3月に現在の場所に設置されましたが、旧芦原小学校の校舎を利用した建物が老朽化しているため、学校教育の充実と振興、教育関係者の資質向上といった総合教育センターの機能を市役所東館に移転し、現総合教育センター東館を解体することが決定しております。</p> <p>移転に伴い総合教育センターの位置が、神祇官町から六湛寺町に変わるため、西宮市立総合教育センター条例の一部(第2条)の改正を行うものです。</p> <p>お手元の資料のとおり、西宮市立総合教育センター条例の一部を改正する条例案に関する意見決定を議案として提案いたします。</p> <p>なお、条例案の施行日につきましては、現時点で移転の日が確定しておりませんので、附則において、公布の日から3月以内に教育委員会規則で定めることとしております。西宮市立総合教育センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則については、移転の日が確定しましたら、移転の日までに開催される教育委員会会議に議案として提案する予定です。</p> <p>説明は以上です。ご審議よろしくお願いたします。</p>
重松教育長	<p>説明は終わりました。</p> <p>これより質疑、討論に入ります。</p> <p>本件にご意見、ご質問はありませんか。</p>
藤原教育委員	<p>総合教育センターの具体的な機能について教えていただければ。</p>
教育研修課長	<p>総合教育センター、現在研修課が入っております。教員の研修並びに教育研究、</p>

	<p>それから西宮浜義務教育学校との連携、それから情報拠点としまして、情報チームの方もありまして、GIGAスクール構想の推進と、そういったことをしております。</p> <p>以上です。</p>
藤原教育委員	ありがとうございます。
重松教育長	<p>ほかにはございませんか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>なければ採決に入ります。</p> <p>議案第31号については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
重松教育長	<p>異議なしと認めます。よって原案は可決されました。</p> <p>次に、議案第32号「令和3年度 西宮市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等に関する報告書作成の件」を議題とします。</p> <p>教育企画課長、お願いします。</p>
教育企画課長	<p>議案第32号「令和3年度 西宮市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等に関する報告書作成の件」につきまして、報告書の最終案をご説明いたします。</p> <p>前回7月14日の定例会でお配りしました資料から、事務局でも再度確認を行いまして、一部文言や数値などを修正しております。</p> <p>修正箇所につきましては、表紙から1枚めくっていただいて、1ページと2ページ横書きのところに、修正内容は記載しております。</p> <p>今後、これらの評価シートにつきましては、「事務事業評価結果報告書」という形で製本されて、9月議会の決算資料として議員に配付される予定としております。</p> <p>説明は以上でございます。</p> <p>締め切りの関係で、修正は本日が最終となりますが、ご意見等がございましたら頂戴いただければと思っております。</p> <p>ご審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。</p>

重松教育長	<p>説明は終わりました。</p> <p>これより質疑、討論に入ります。</p> <p>本件にご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>なければ採決に入ります。</p> <p>議案第32号については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
重松教育長	<p>異議なしと認めます。よって原案は可決されました。</p> <p>次に、一般報告①「児童生徒の状況について」を議題とします。</p> <p>学校保健安全課長、お願いします。</p> <p>(非公開)</p>
重松教育長	<p>ほかにはありませんか。</p> <p>では、これで一般報告①を終了します。</p> <p>以上で予定されていた議題は全て終わりました。</p> <p>これをもちまして第5回 教育委員会定例会を閉会します。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>(終了)</p>